

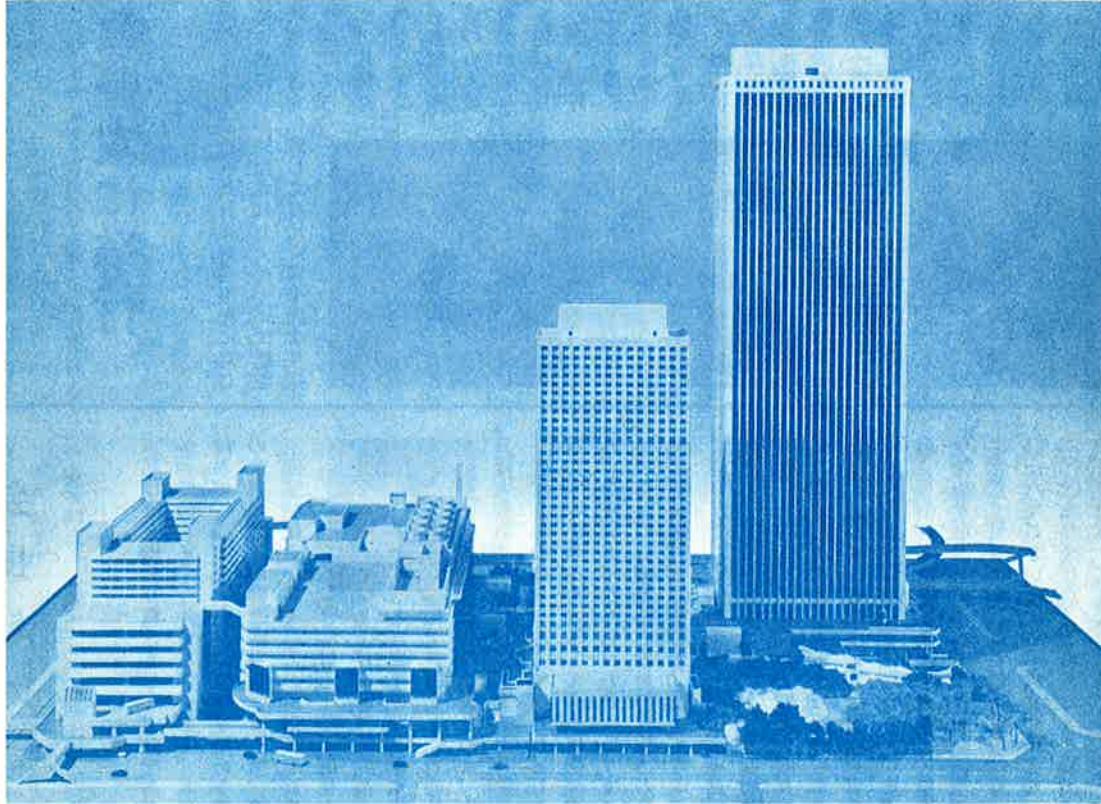
# 社団 豊島法人会報

昭和52年5月15日

五月号

=総会特集=

(No.10)



## 目 次

表紙	.....	1
第三回定期総会	.....	
会長あいさつ	.....	
豊島税務署長祝辞	.....	2
豊島区長祝辞	.....	2
税理士会豊島支部長祝辞	.....	3
石巻法人会副会長祝辞	.....	3
昭和五十一年度事業報告	.....	4
昭和五十一年度決算報告	.....	4
財産目録	.....	4
昭和五十二年度事業計画案	.....	5
申告指導官の紹介	.....	5
昭和五十二年度収支予算案	.....	6
講習会修了証授与者氏名	.....	6
感謝状授与者氏名	.....	7
青年部入会御案内	.....	7
二月～四月事業活動スナップ	.....	8
“あなたにも税金が戻ります”	.....	8
税のことわざ集(2)	.....	9
明るい窓口(東鴨信金)	.....	9
融資新ニュース	.....	10
家族の四季(広告)	.....	10
豊島区の風土記	.....	10
人間ドック御案内	.....	10
新規会員のご紹介	.....	10
行事予定	.....	10
会員名簿訂正	.....	10
あとがき	.....	10

社団法人 豊島法人会

## 会長あいさつ

第三回 三詩繩年、盤之、卷行

同生命東京北支社長日比野満平氏に対し  
夫々感謝状が贈呈された。つづいて感謝  
状授与者を代表して日比野満平氏より謝

祝するが如く、前夜ふりしきっていた雨もやみ、さわやかな陽光の日となつた。当日は税務署長、区長を始め多数の来賓の方々の御臨席を戴き、又姉妹法人会として宮城県より馳せ参じた石巻法人会の役員の方々を迎え、一段ときわだつた総会となつた。

会の辯に始まり、会長のあいさつの後議題に入り、次の諸議案を満場一致で可決した。

議案

一、昭和五十一年度事業報告承認の件  
二、昭和五十一年度決算報告承認の件  
三、昭和五十二年度事業計画案承認の件  
四、昭和五十二年度収支予算案承認の件  
議事の審議終了後、源泉所得税講座基礎及実務コース、法人税実務講座、初級簿記講座の受講者に対し修了証の授与が行われ、又簿記講座を担当して戴いた講師の石原先生に対し感謝状を増強運動に挺身し法人会発展に貢献された懇セイ

により滞りなく総会を終えた。尚第二部として三井銀行調査部長藤新一氏より「今年は経済の年になるか」の演題のもと講演が行われ四時に終

A wide-angle photograph capturing a massive outdoor gathering of people. The scene is filled with individuals, mostly men, dressed in traditional Indian clothing, including dhotis and shawls. The crowd is dense, filling the frame from left to right. In the foreground, several people are seated on the ground, while others stand behind them. The background is slightly out of focus, showing more of the vast assembly under a clear sky.

日は大変ありがとうございました。

さて昨年の今日、ここで開かれました第二回の総会に於きまして会長に選任され、会をおあづかりしたわけでありますが、会員の皆様方始め役員の皆様方の絶大なる御協力を得まして、会をスムーズに運営する事が出来ました。この席をかりて、厚く御礼申し上げます。昨年会長就任の際に私は特に会員増強を図り組織の拡大強化を図ることを強調致しました。しかしながら増強も思うように進捗せず、未加入の方が未だ多くいらっしゃいます。が、しかし之は私の念願でありますので、今後益々増強をつづけていき度いと斯様に考えて居ります。現在の会員数は五、〇一八でございますが、創立の時は五、二〇〇ありました。それが段々と転居、

強に力を入れて努力して参り度いと考えた  
て居りますので、どうか今日お集りの会員の方々におかれましても、お知り合い等で未加入の方がおいででございましたら是非入会をすすめて戴きますよう切にお願い申し上げる次第であります。会の事業も円滑に運営させて戴き、後で初級簿記講座、源泉所得税の基礎及実務の講習会及法人税の講習会の修了証の授与がありますように数々の成果をあげることが出来ました。本年度も又相当の事業をやつしていくつもりで居ります。今後ともよりしく御協力賜りますようお願い致します。尚御承知の通り現在は中々の不況の時勢でございますので、本日は総会後三井銀行の調査部長後藤新一氏をお招きして、「最近の経済情勢」を伺うとしております。是非最後まで御聴講戴きまして、経営の指針にして戴き度いと存じます。之から第三回の定時総会に移らして戴きますが、開会に先だち平素の御礼の言葉を申しのべさして戴きました

第10号 豊島法人会報.

昭和52年5月15日

祝

A small, square portrait of a man with glasses and a suit.

さて、本日の総会は  
重要な議案がたくさん  
ございましたけれども  
全てが満場一致で決定  
されました。本当におめでとうございます。  
豊島法人会も設立後三年目を迎えるわけ  
であります。心からお慶び申し上げます。(社  
長) したように、公益法人として其の事業活  
動も誠に活発で、地域別税務懇談会を始め  
各種説明会、講習会を数多く開催し、適  
正な申告と納税の機運を醸成され  
に関する知識の研鑽を図られるなど、そ  
の果されましたご功績は誠に大きいもの  
があります。特に他の法人会に誇れます  
簿記、税法等の各種講座は其の内容を充  
実され、先程会長から修了証書が授与さ  
れました通り多数の方々が受講され、其  
の成果をあげられたわけでございます。

大森 森昌 吾  
祝 辞

めざし、姉妹法人会の盟約を結ばれました。日も遠方から多数の役員の方々が御参列下さいました。之からもお互いに励まされて、益々御発展なされますよう御祈願申し上げます。

最近我が国をとりまく経済環境は依然として厳しいものがあるようですが、このような経済情勢下にありながら、大いに前進されるべきであると存じます。このように、大企業の経営者として、常に社会貢献の精神をもって、社会に貢献していかなければなりません。このことを念頭に置いて、今後とも、より一層努力していただきたいと思います。

日比寬道

けられたわけですが、このよう

非常に法人会の内容の方実に勢力されており、引きつづき五十二年度におきまし

ても、同じように又更に推進すべく各種の事業が計画決定されまし<sup>た</sup>た二七〇四

東京税理士会  
島支部長  
村

唯今御紹介戴きました税理士会の村松でございます。本日社団法人豊島法人会の第三回の定時総会が唯今とどこおりなく全部終りまして、其の上錦上花をそえ

する次第でござります。

{ 3 }

松 猛  
るが如く数々の修了証書の授与があり、  
大変にお目でたく感じて居ります。先づ  
もつて本日の定時総会おめでとうござい  
ました。



## 財産目録 (昭和52.3.31現在)

科目	摘要	金額
(基本財産)	三井銀行 池袋東口支店 東京信用金庫 本店 東京信用金庫 東池袋支店	1,000,000 2,000,000 2,000,000
定期預金	東京信用金庫 東池袋支店	5,000,000
会館建設基金	会館建設基金	3,000,000
退職積立金	退職積立金	500,000
(運用財産) 現金		268,800
当座預金	三和銀行 池袋支店 三井銀行 池袋東口支店	27,490 10,000
定期預金	三和銀行 池袋支店 三井銀行 池袋支店 住友銀行 池袋支店	505,994 300,000 506,087
普通預金	三井銀行 池袋支店 三井信託銀行 池袋支店 都民銀行 池袋支店 安田信託銀行 池袋支店 住友銀行 池袋支店 富士銀行 池袋支店 東京信用金庫 本店 太陽神戸銀行 本店 第一勵業銀行 池袋西口支店 三和銀行 池袋支店 協和銀行 池袋支店 静岡銀行 池袋支店 東海銀行 池袋支店	142,874 898,560 114,723 71,276 415,831 121,472 84,433 344,090 105,717 199,294 128,495 63,995 25,245 466,121
郵便振替貯金		3,182,126
未収会費		82,647
		1,015,000
器具備品	事務用機械 計算機 リコピーマシン 宛名印刷機 はがき印刷箱(小) 鉄製書類箱(中) 応接セット ガス断続機 電気掛盤 計算盤 座布団 腰枕 チェックライター テープレコーダー 金庫 冷蔵庫 計量ハカリ スチール棚(6段) アンプとマイクロホン 折たたみテーブル ハンドラキッド宛名機(手動) 会員の丸旗 日の丸旗 タイムレコーダー	68,000 26,000 45,000 28,800 6,000 15,000 10,000 5,000 13,000 10,500 4,800 3,000 12,000 7,000 7,900 37,000 70,000 10,000 1,800 17,000 140,140 12,400 13,900 18,000 10,000 41,500
敷金	事務所賃借敷金	700,000
電話加入権		78,000
前受会費		△ 866,000
預り金		0
合計		14,943,884

## 昭和51年度収支決算報告

自 昭和51年4月1日  
至 昭和52年3月31日

## 1. 収入の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
前年度繰越金	前年度繰越金		6,487,495	6,487,495	
会費収入	会費収入		33,608,000	30,183,800	
雑収入	雑収入		1,000,000	1,569,376	
(計)	(計)		41,095,495	38,240,671	

## 2. 支出の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
会議費	総会費 役員会費 会議費 小計	1,000,000 300,000 300,000 1,600,000	905,160 302,688 227,834 1,435,682		
本部運営費	連合会費 図書費 水道光熱費 什器備品費 家賃 小計	400,000 100,000 150,000 1,000,000 1,200,000 2,850,000	273,100 185,660 112,058 868,840 1,080,000 2,519,658		
事務費	給料手当 福利厚生費 通信費 交通費 消耗品費 雜費 小計	13,000,000 600,000 750,000 150,000 500,000 500,000 15,500,000	11,969,290 793,703 374,423 317,850 247,095 579,786 14,282,147		
事業費	会場費 通信費 印刷費 講演会説明会 会員増強推進費 会報関係費 支部事業費 視察費 事業共催費 小計	500,000 3,980,000 2,500,000 1,100,000 500,000 6,300,000 1,680,400 400,000 200,000 17,160,400	204,900 2,099,469 2,643,222 361,290 34,000 3,091,412 1,669,955 113,592 387,200 10,605,040		
予備費	予備費	485,095	0		
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	3,000,000	3,000,000	
退職積立金	退職積立金	退職積立金	500,000	500,000	
合計	合計	41,095,495	32,342,527		
繰越金			5,898,144		
合計	合計		38,240,671		

以上の決算は監査の結果誤りないと認めます。

昭和52年4月10日

監事 栗原薰  
監事 鈴圭木  
監事 鈴圭木



長谷川	久子	海老原	恵子	(浪)筑波屋商店
加藤	はな子	島川	一芳	燐海友
鈴	望	杉山	伊佐見	東京信用金庫
飯	高	中島	恵津枝	燐サンライズ貿易
鈴	池	島	万年エレベータ燐	燐平栗科学
鈴	野	下	澤	燐金子商店
鈴	月	山	本	日栄商事燐
木	橋	森	須	東京相互銀行
木	口	田	諸	協和建設工業燐
扶	康	洋	佐	"
美	夫	子	藤	"
孝	美惠	松井塗装工業燐	一	"
男	子	京屋	忠	"
燐	扶美子	燐東武百貨店	良	"
社	"	日装工業燐	輝	"
		巧建築燐	保	"
		燐千野製作所	関東研磨材燐	"
		"	燐日榮石油	"
		"	燐教育同人社	"
		"	燐内外特許研究所	"

◎ 初級簿記講座

宮倉三郎	西武バス㈱
増山清子	西武日産販売㈱
鎌田光則	宮田商事㈱
小島真三郎	大東瓦斯㈱
井上知子	〃
景山克己	㈱新和
山村昭子	浅間軽石㈱
大鈴木繁子	信和建設運輸㈱
森秀夫	大成自動車㈱
貝瀬繁子	東光送電工事㈱
河村熏	CQ出版㈱
北原尚子	㈱やまくり商会
桜井幸子	㈱文祥堂洋紙店
薦野文作	サイドーバイブ㈱
中村利幸	ナカトシ産業㈱
甲賀由美江	セントラル技研㈱
小林幸枝	甲賀設備工業㈱
高橋英二	㈱労働基準調査会
戸川宇多子	日本電通工業㈱
萩原盛詞	白根工業㈱
長谷川僚子	北海商事㈱
北田一彦	第一コンベヤー㈱
簡路愛子	博栄工業㈱
崎所裕子	㈱開新舎
田中裕子	㈲相模屋井上商店
中田誠子	西武ハイウエーサー
井所潤子	関越物産㈱

中島綾子	星仙葉郁子	吉野陽子	佐京時枝	中島綾子	東京相互開発㈱
鈴木芳子	千恵子	(有)信和興産	木曽マル佐	東京園	
工藤多美子	原田佳子	宅研金属工業㈱	昌和興産㈱		
藤田茂子	中村悦子	船岡佳子	（有）住吉		
野田美才子	草間寿美子	田中俊一	（有）富士喜		
谷内田邦彦	原田千明	谷内田千明	（有）友機材㈱		
鈴木永子	居美佐子	鈴木永子	（有）江歯車鉄工所		
中島静雄	中島邦彦	中島静雄	（有）満留賀		
島木豊	鈴木千明	島木豊	（有）中島電設㈱		
加藤早苗	鈴木千明	加藤早苗	（有）日栄石油		
澤木禮子	鈴木千明	澤木禮子	（有）豊右商会		
木口裕子	鈴木千明	木口裕子	（有）京屋		
久美子	鈴木千明	久美子	（有）並木縫製所		
喜久代	鈴木千明	喜久代	（有）六建ハウジング		
斎奈穂美	鈴木千明	斎奈穂美	（有）日装工業㈱		
占喜美恵	鈴木千明	占喜美恵	（有）南部工業㈱		
月春代	鈴木千明	月春代	（有）小泉電機㈱		
田野弘重	鈴木千明	田野弘重	（有）大東瓦斯㈱		
生尚子	鈴木千明	生尚子	（有）辻		
上篤枝	鈴木千明	上篤枝	（有）セイコーランド・バンクス		
吉沢真三郎	鈴木千明	吉沢真三郎	（有）		

金	田	鈴	佐	平	高	石	齊	仙	塩
田	博	木	藤	栗	橋	川	藤	葉	田
夫	永	か	睦	省	橋	久	完	郁	忠
	子	つ	敏	吾	子	子	治	子	武
									三誠管財株
協	和	金	樹	栗	東	東	久	村	株
建	設	子	木	科學	京	南製葉	子	秀	式
工	業	商	本		信	糖	"	和	三誠管財
業	總	店	店		用	庫		店	株



右氏名 (受付番号順)

◎ 源泉所得税基礎コース

機 沢 中 島 節 三 夫	中 島 節 夫	水 正 夫	加 藤 はな子	清 田 中 井	今 田 切	倉 田 田	池 田 田	河 野 伊 久 枝	並 川 悅 子	赤 羽 賢 一	大 森 繁 子	武 藤 昭 子	田 中 恒 子	木 栄 藏	鈴 木 栄 藏	谷 田 正 昭	小 野 寺 千代 美
機 沢 中 島 節 三 夫	中 島 節 夫	水 正 夫	加 藤 はな子	清 田 中 井	今 田 切	倉 田 田	池 田 田	河 野 伊 久 枝	並 川 悅 子	赤 羽 賢 一	大 森 繁 子	武 藤 昭 子	田 中 恒 子	木 栄 藏	鈴 木 栄 藏	谷 田 正 昭	小 野 寺 千代 美
機 沢 中 島 節 三 夫	中 島 節 夫	水 正 夫	加 藤 はな子	清 田 中 井	今 田 切	倉 田 田	池 田 田	河 野 伊 久 枝	並 川 悅 子	赤 羽 賢 一	大 森 繁 子	武 藤 昭 子	田 中 恒 子	木 栄 藏	鈴 木 栄 藏	谷 田 正 昭	小 野 寺 千代 美
機 沢 中 島 節 三 夫	中 島 節 夫	水 正 夫	加 藤 はな子	清 田 中 井	今 田 切	倉 田 田	池 田 田	河 野 伊 久 枝	並 川 悅 子	赤 羽 賢 一	大 森 繁 子	武 藤 昭 子	田 中 恒 子	木 栄 藏	鈴 木 栄 藏	谷 田 正 昭	小 野 寺 千代 美
機 沢 中 島 節 三 夫	中 島 節 夫	水 正 夫	加 藤 はな子	清 田 中 井	今 田 切	倉 田 田	池 田 田	河 野 伊 久 枝	並 川 悅 子	赤 羽 賢 一	大 森 繁 子	武 藤 昭 子	田 中 恒 子	木 栄 藏	鈴 木 栄 藏	谷 田 正 昭	小 野 寺 千代 美



今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

『還付を受けられる人』

還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません（還付方法とその手続）

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があつたり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分について

は次に説明する『事業所得者などの場合』と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたまま年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになります。

くわしいことは、税務署へおたずねください。

北欧のスエーデンは「ゆりかごから墓場まで」の福祉国家で、老後や病気になつても心配のいらない、実際にうらやましい国のようです。のみならず、性解放の面でも相当理解があるようです。この限りでは、スエーデンに移住したいと思う日本人は一〇〇人中九〇人はいるでしょう。

しかし、豊かな福祉をまかなうために、税負担率も非常に高く、我が国の税負担率一八・二%に対し、四四・四%と二倍近くになるため、若いうちは、海外に出稼ぎに出て、年取つてから帰国する人もいるということです。

この話を聞いたら、先程の九〇人が一〇人位になるのではないでしょうか。この一〇人はよほどボルノがお好きな人達でしょう。

スエーデン国立中央統計局のアンケートによると、意外にも、福祉によつて老後の憂いがないにもかかわらず、やはり脱税が行われているということです。

「地獄の沙汰も金次第」と、あの世への支度金についている訳でもないでしょうか。法を守る国民としての定評が地に落ちた感じです。

とにかくも、我が国は仏教国、脱税の金では、エンマ様も喜こばないのではないかでしょうか。

（注）租税負担率は、昭和四十八年度における国民所得に対する割合。

## 「あなたにも税金が戻ります」

税務署だより



第四回理事会



初級簿記講習会修了式（52.3.23）



源泉所得税実務講座修了式（52.4.8）



池袋東口正副支部長会（52.4.28）



高田地区正副支部長会（52.3.26）



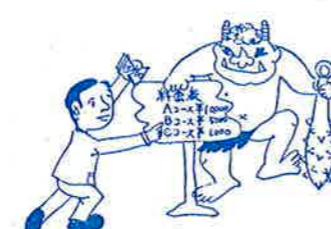
石巻法人会との懇親会（52.4.28）



経済講演会・後藤新一氏（52.4.28）



## 税のことわざ集（2）



### 「地獄の沙汰も金次第」

喫煙室



税のことわざ集（2）

## 「社長の四季」に続く 四季シリーズ第2弾。 絶賛発売中!

推せん .....  
森 光子〔女優〕

「これが税金の本ですか」というのが正直なわたしの感想でした。これがテレビ番組だったら、さしづめわたくしの役柄は、「矢留木社長の奥さん」かしら、などと想像しながら楽しく読ませていただきました。

高木 文雄〔国鉄総裁〕

本屋さんの店先でバラバラと頁を繰ってみて、“買ってみようか”“読んでみたい”という気が起きる税の本があるといいのですがなあと思っておりました。

「家族の四季」は、このような私の念願にピタリと応えたはじめての企てであり、イラストを挿入するなど大胆なアイデアともあわせて、すっかり気に入りました。

各項とも具体的な事例をもとに対話形式で見開き2ページ完結  
●各項マンガ入り



ご家庭に一冊!  
生活と税金のかかわりが、  
楽しく覚えられます。

### 税金対話

■新書判・224ページ  
■定価650円(税込120円)  
■絶賛発売中!!

# 家族の四季

財団法人全国法人会総連合/編・東京国税局 法人税課長 多賀谷恒八/監修

【おもな内容】親が負担する入学金には税がかからないか? / もらったひとが納められないときは贈ったひとが税金を / わが社の株のねうち / 高額所得者になった / 慶謝料請求権の相続は当然だが / 農地をもらって税金がかからない —— 若者のリターン / 香典にも税金が? / 飲食店でも税金が / お中元の買物でハワイ旅行 / 協議離婚で財産をもらつても / 会社の金でゴルフクラブの個人会員になると / 資力をなくしたひとの債務を免除したら / 年の中途で不幸があった場合の所得税の申告は / 未分割遺産の課税は / 電気にもガスにも税金が / サラリーマンのアルバイト収入は etc 99項目

財団法人大蔵財務協会

東京都千代田区三番町30-2(郵便番号102) TEL<03>265-4141

## 明るい窓口

“いらっしゃいませ”



(巣鴨信用金庫  
東池袋支店)

「明るい応対」ということで、豊島法人会事務局より目と鼻の先にある明かるい窓口と評判の、巣鴨信用金庫東池袋支店へある土曜日の午前中訪ねてみた。店内のあちこちより「いらっしゃいませ」の明かるい掛け声。見廻すとサラリーマン、近所の奥様、又白衣を着た商店主といった来店客が二〇人位。

一階ロビーに四人いる窓口の女性の中より、たった今お客様と応対を終えたばかりの女性にカウンター越しに声をかけてみた。胸に「竹内」の名札。「いらっしゃいませ」挨拶が身についている。入庫以来?年目、窓口には一年余り。窓口のリーダー格らしい。

「明かるい窓口って?」「そうですね、お客様に可愛がってもらえる窓口かしら」明確に答えてくれた。観劇、旅行が趣味。高校時代には演劇部が二〇人位。

たばかりの女性にカウンター越しに声をかけてみた。胸に「竹内」の名札。「いらっしゃいませ」挨拶が身についている。入庫以来?年目、窓口には一年余り。窓口のリーダー格らしい。

「明かるい窓口って?」「そうですね、お客様に可愛がってもらえる窓口かしら」明確に答えてくれた。観劇、旅行が趣味。高校時代には演劇部が二〇人位。

たばかりの女性にカウンター越しに声をかけてみた。胸に「竹内」の名札。「いらっしゃいませ」挨拶が身についている。入庫以来?年目、窓口には一年余り。窓口のリーダー格らしい。

国民金融公庫より新らしく中小企業倒産対策緊急融資の発表がありました。資金でお困りの方は是非御利用を。詳しく述べ左記の通りです。

記

◇融資対象

取引企業が事実上倒産したことにより資金繰りに困難をきたしている中小企業の方で、倒産企業への売上債権を五〇万円以上有している方又は売上依存率が二〇パーセント以上の方が対象となります。

なお、事実上倒産した企業と直接取引がなくても、間接的に影響を受けて資金繰りに困難をきたしたりしている中小企業の方も対象となります。

◇資金用途 売上債権の回収困難、売上減少等のため緊急に必要となる運転資金。

既往貸付残高にかかるわらず、五〇〇万円以内。

なお、担保についてはできるだけ彈力的に取扱います。

◇貸付期間 昭和五十二年九月三十日まで。

なお、詳細については当支店あてお問い合わせください。

◇貸付利率 貸付利率は、年八一・パーセントです。

ただし、次の場合には貸付利率が軽減されます。

一、倒産企業に関連のある企業のいずれかに対して民間金融機関が金利軽減措置をとった場合で、

(1) 月商の一〇パーセント以上二〇パーセント未満に相当する額の被害を受けているとき……年七・七五パーセント。

(2) 月商の二〇パーセント以上に相当する額の被害を受けているとき……年七・五パーセント。

二、民間金融機関が関連企業のいずれかに対して長期運転資金貸付の金利を年七・五パーセント以下に引下げること……年七・五パーセント。

## 融資新ニュース

(国民金融公庫)



## 豊さん 島さんの 税務相談コーナー

### 福利厚生費をめぐる問題

福利厚生関係の充実を図ることは、勤労意欲の向上や社内の人間関係をスムーズにする等、会社にとって重要な役割を果しております。

しかし、福利厚生に関して支出した金額はそのすべてが税務上、福利厚生費として取扱われるわけではありません。その支出した金額が交際費や給与等とされる場合もあります。

そこで、今回は、福利厚生費と交際費や給与等その他の費用との区分をどのようにしたらよいのか、大塚さんのご質問にお答えしたいと思います。

#### 海外への慰安旅行は給与として課税される！

大塚さん 私共の会社では、春と秋に1泊程度の慰安旅行を実施しておりましたが海外旅行をしたいという従業員の強い要望もあって、過去2年間慰安旅行等の行事を一切行わないで、3年目に当たる今年にハワイへ慰安旅行を実施することになりました。

この海外への慰安旅行費用は、税務上、福利厚生費として問題ないでしょうか。

島さん ハワイへの慰安旅行ですか。私も一度は行ってみたいですね……。

しかし、海外への慰安旅行費用は福利厚生費ではなく、給与（賞与）として取扱うことになります。

大塚さん 給与になってしまいですか？



島さん と申しますのは、役員又は従業員を対象にした慰安旅行費用が給与として課税されないためには、その慰安旅行が社会通念上一般的に行われていると認められる旅行であることが必要になります。

年々海外への観光旅行者が増えているとはいえ、慰安旅行としては、まだまだ社会通念上一般的に行われているとはいえないませんので、給与として取扱うことになるわけです。

大塚さん そうしますと「社会通念上一般的に行われている慰安旅行」かどうかはどのように考えたらよいのでしょうか。

島さん そうですね……。これは、一概にこうだと言いたり切れないのですが、例えば大塚さんの会社を基準にして

て考えますと、大塚さんの会社は東京にありますので、東京にある法人の相当部分が行っていると認められる慰安旅行であれば、社会通念上一般的に行われているということができますね。

大塚さん なるほど、海外への慰安旅行は、まだ大部分の法人がおこなっていませんから、福利厚生費にはならないわけですね。

**特定の者を対象とした慰安旅行は給与となる！**

大塚さん ところで、慰安旅行が社会通念上一般的に行われていると認められるものであっても、

## ★新規会員のご紹介★

※新らたに入会されました会員の方々をご紹介致します。（2月末迄の分）

法 人 名	代 表 者 名	住 所	電 話	業 種
日本事務用品販売㈱	瀧井 潔	東池袋2-21-14	981-9261	事務機文具販売
新紅商事㈱	李 鉄夫	西池袋3-33-19	985-1651	中国物産販売
国際創芸	大川 明彦	池袋1-606-3 桃屋ビル 1F	988-1521	芸能関係
丸善産業㈱	村 守	南池袋2-27-7	985-7292	文具類卸業
㈱イ・エス・エス	堂下 達人	東池袋3-8-7	987-0906~7	通信工事
㈱日創	梅野 隆	池袋 2-1114	982-6116 4066	建材販売、美容材料販売業
東立電機工業㈱	深代 尚治	南池袋2-24-7 島根ビル 4F	985-8322	電気機器製造販売
第一電路工業㈱	松岡 福松	目白 5-22-13	954-2711	電気工事、土木工事業
(㈲)向山エー・アイ・サービス	向山 祐作	北大塚2-22-7	915-2100	自動車損害保険業
㈱東洋企画	新井 良雄	東池袋1-32-4	986-6361~4	商社
㈲菅原工業所	菅原 哲男	高松 2-7	0492-58-4541	一般土木請負業
シンミ総業㈱	中 實	南池袋2-13-5 石川ビル	984-8833	土木建築設計施工
(㈲)ホテルニュー花月	近藤 一郎	西池袋1-2-2	988-1338	旅館業
(㈲)進和物産	瓜園 勝秋	長崎 1-23-12	956-8395	貿易業
東邦機器㈱	水口 慎一	南大塚3-52-3 金子ビル 2F	984-5464	工業用電子計算機器生産用計測機器
㈱フイガロ	渡辺 紘行	雑司ヶ谷3-3-25	983-2303	婦人ペルト小物
緑産業㈱	今井 啓介	西池袋1-43-3 日精ビル5F	982-3406	プラスチック製造販売
㈱吉橋	吉橋 秀幸	" 3-2-17	985-5123	木材販売
㈱エムエスデー	松原 一郎	東池袋2-56-3 寿司鉄ビル	989-0163	情報処理サービス
㈱ワイ・エス	山浦 林子	駒込 1-24-9-3	947-2590	医理化學器械器具販売
(㈲)第一広栄社	鈴木 忠司	巣鴨 3-1-8	917-9371	広告代理業
トーホー油脂㈱	和田 栄一	東池袋1-13-14 第一都ビル	984-6681	食用油脂精製
㈱玉木建築事務所	玉木 重夫	池袋本町4-30-17	986-0455	建築設計、施工
㈱山友	山口 信治	巣鴨 1-33-7	946-5505	惣菜製造業
(学)香川栄養学園	香川 綾	駒込 3-24-3	918-6511~6	学校教育出版業
朝日通信工業㈱	吉開 英孝	南大塚1-60-14	946-4736	通信機器保守及び工事
㈱五大	山口 久義	巣鴨 1-40-7	943-4740	美術工芸品の販売
三栄工業㈱	増子 萬之介	池袋 2-918	917-5251	電機機械器具の製造及び加工
(㈲)王朝	青野 敏雄	東池袋5-27-2	981-1556	婚礼衣裳卸
アーストン工業㈱	中川 信一	東池袋2-39-6	983-4012	管工事
㈱サンルート	松山 辰夫	南大塚2-45-4 三栄ビル 2F	945-6471	宝石・貴金属の製造販売
㈱島屋メリヤス	小林 晃	巣鴨 3-20-17	946-8521	靴下販売業
			自 営業所	918-9468

**永年勤続者に対する慰安旅行費用は、福利厚生費でよいか？**

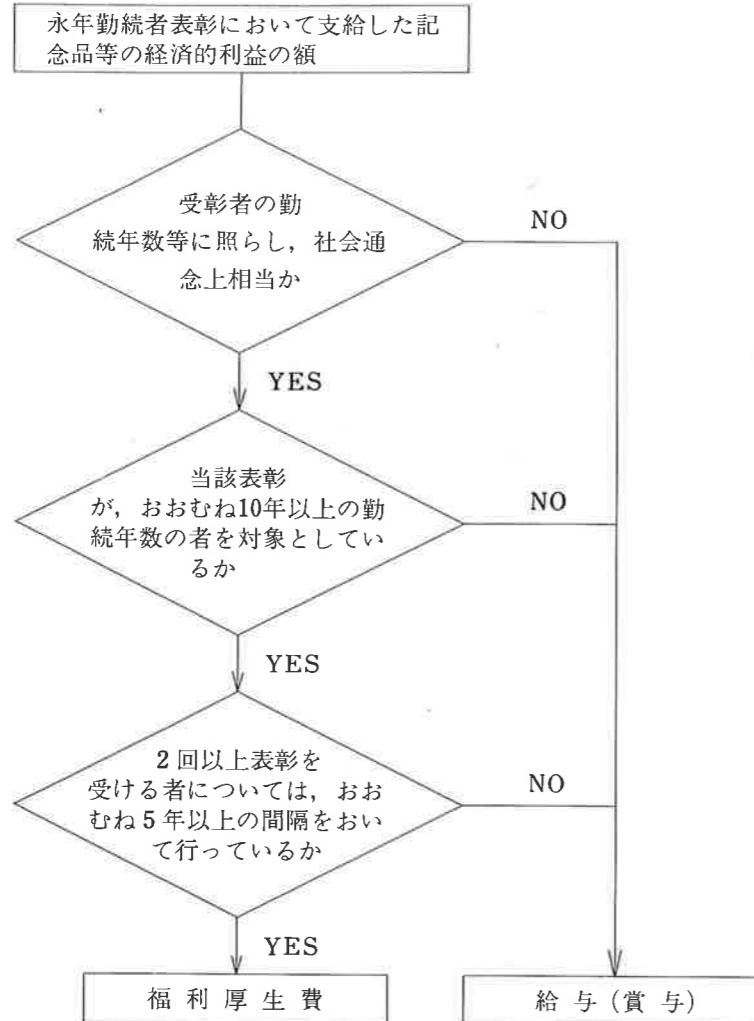
大塚さん ところで、創業記念行事に際し、永年勤続者に対して、旅行クーポン券を支給することになったのですが、この費用は福利厚生費になりますか。

島さん そうですね、必ずしも福利厚生費として認められるわけではありません。

税務上、福利厚生費として認められるためには、次の要件のすべてを満していなくてはなりません。仮に、その要件を満たさない場合には給与となってしまいます。

① 受彰者の受ける利益の額が受彰者の勤続期

〔参考〕永年勤続者表彰における記念品等が給与になるかどうかの判定



間に照らし、社会通念上相当と認められること。

② 永年勤続者表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の人を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける人については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

大塚さん そうしますと、勤続年数10年の従業員を対象に海外への慰安旅行をさせた場合にはどうなりますか。

島さん そうですね。勤続年数10年ですから②の表彰年数の要件に該当しますが、旅行先が海外ですと、社会通念上相当と思われませんので、①の要件に該当しないことになり、給与（賞与）として課税することになります。

特定の者一例えば役員一を対象にして行う場合には、給与（賞与）として課税されると聞きましたが……。

島さん 慰安旅行費用が税務上、給与（賞与）として課税されないためには、先ほど説明しました「社会通念上一般的に行われていると認められる旅行であること」のほか、「役員及び使用人のすべてを参加対象とした旅行」でなければなりません。

例えば、成績優秀者を対象として行う旅行とか、役員だけを対象として行う旅行に要した費用は、福利厚生費ではなく、給与（賞与）として課税されることになります。

慰安旅行の不参加者に金銭を支給すると参加者まで給与（賞与）として課税される？！

大塚さん 会社の行う慰安旅行が、社会通念上一般的に行われていると認められる旅行であり、かつ、特定の者を対象とした旅行でなければ、給与（賞与）としての課税問題は全く生じないのですか。

島さん いいえ、いまの要件を満している慰安旅行であっても、給与（賞与）として課税される場合がありますね。

大塚さん それは……？

島さん 例えば、南紀の白浜へ慰安旅行を実施しようとした場合に、本来ならば、従業員等が全員参加することが望ましいのですが、中には私用があってどうしても参加することができない人が出ています。そのような人に対し、「どうせ1人当たり〇〇円の予算を立てたんだから」と言って、参加に代えて、金銭を支給したような場合には、参加しないで金銭の支給を受けた人は勿論のこと、参加した人に対しても、不参加者に支給した金銭の額に相当する給与の支給があったものとして、取扱われてしまいます。

大塚さん なぜ、そのような扱いになってしまったのですか。

島さん 私用、即ち自己都合による不参加者に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合には、結局は従業員等にとって、「その慰安旅行に参加するか」あるいは「参加しないで金銭の支給を受けるか」の選択ができることがありますので、給与（賞与）として課税されることになります。

大塚さん しかし、不参加の理由が業務の必要に基づく場合があると思いますが、この場合も同様の取扱いになります。

島さん 業務の必要に基づき、参加できなかった人に対し、その参加に代えて金銭を支給した場合には、その不参加者に対してのみ給与（賞与）として課税すればよいことになります。

〔参考〕レクリエーション費用についての税務上の取扱い

区分	妥当な旅行か	対象者	参 加 不参加 の区分	不参加者に対し、参加に代えて金銭を支給した場合で、その不参加の理由が		不参加者に金銭を支給しない場合
				自己都合による場合	業務の必要に基づく場合	
レクリエーション（慰安旅行等）	社会通念上一般的に行われていると認められるもの	全 員	参 加 者	支給した金銭の額に相当する額を全員に対して、給与（賞与）として課税	課税しない（福利厚生費）	課税しない（福利厚生費）
			不参加者		給与（賞与）として課税	
		特定の者		給与（賞与）として全員課税		
	上記以外			給与（賞与）として全員課税		



## 特別減税に関する説明会開催のお知らせ

会員の皆様方には、すでに御存知のことと思いますが、昭和51年分の所得税について、「夫婦と子供二人の標準世帯で15,000円、本年の夏頃をメドに一括還付する。」という、わが国初めてのいわゆる戻し税方式による3,000億円の特別減税が実施されることになりました。

会員の皆様方や従業員の方々にとって関心の深い、この戻し税方式による特別減税の大まかな内容は、すでに新聞やテレビ等で報道されていますが、詳しい点については、下記により源泉徴収義務者向けの説明会が開催されますから、ぜひご出席ください。

開催日	開催時間	会 場		出席 対象 地域
5月24日(火)	午後 1.30～3.30	巣鴨信用金庫本店	巣 鴨2-10-2	巣鴨(法人徴収義務者)
5月24日(火)	午後 1.30～3.30	豊島区民センター	東池袋1-19-1	千川・千早町
5月25日(水)	午後 1.30～3.30	豊島区民センター	東池袋1-19-1	官公庁・支店・公益法人等
5月26日(木)	午前 10.00～12.00	豊 島 公 会 堂	東池袋1-19-1	池袋・南池袋
5月26日(木)	午後 1.30～3.30	豊 島 公 会 堂	東池袋1-19-1	北大塚・南大塚
5月26日(木)	午後 1.30～3.30	巣鴨信用金庫本店	巣 鴨2-10-2	西巣鴨・巣鴨(個人徴収義務者)
5月27日(金)	午後 1.30～3.30	東京信用金庫本店	東池袋1-12-5	目白・高田・雑司ヶ谷
5月30日(月)	午前 10.00～12.00	豊 島 公 会 堂	東池袋1-19-1	東池袋・要町
5月30日(月)	午後 1.30～3.30	豊 島 公 会 堂	東池袋1-19-1	長崎・南長崎・高松
6月 1日(水)	午後 1.30～3.30	巣鴨信用金庫本店	巣 鴨2-10-2	駒込
6月 2日(木)	午後 1.30～3.30	東京信用金庫本店	東池袋1-12-5	池袋本町・上池袋
6月 3日(金)	午後 1.30～3.30	東京信用金庫本店	東池袋1-12-5	西池袋

- (注) 1. 所定の会場に出席できない方は、他の会場に出席しても差支えありません。
2. 説明会当日の会場では、相当な混雑が予想されますので、支給人員の多い方、お急ぎの方は、「昭和51年分所得税の給与特別減税額の各人別還付事績簿」等を、5月23日(月)から税務署法人源泉第2部門において、お渡ししますので、「用紙請求書」に必要な事項を御記入のうえ御来署くださるようお願いいたします。
3. 各説明会会場には、駐車場がございませんので、車による御来場は御遠慮願います。